

白糠町合併処理浄化槽設置整備事業 補助金等交付申請の手引き

(平成31年4月1日～令和6年3月31日 循環型社会形成推進交付金事業)

白糠町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止や生活環境保全及び公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽を設置しようとする方を対象に、予算の範囲内で補助金の交付や資金融資のあつせん（以下、「補助金等」という。）をいたします。

この補助金等の交付を希望される方は、この申請の手引きに基づいて、申請の手続きを行ってください。

目次

1	補助金の対象	1
2	補助金等の種類と金額	
	(Ⅰ) 合併処理浄化槽設置整備補助金	3
	単独処理浄化槽撤去工事補助金	
	(Ⅱ) 水洗化等工事資金補助金	4
	(Ⅲ) 水洗化等工事資金融資あつせん	5
	(Ⅳ) 合併処理浄化槽維持管理費補助金	6
3	申請から支払いまで	8
4	申請手続きの代行	16
5	申請書類の入手方法	16
6	別記様式（別紙添付）	

【申請・問い合わせ先】

白糠町役場 1階 町民サービス課 生活環境係

〒088-0392 白糠町西1条南1丁目1番地1

☎ 01547-2-2171 (内線 517・518) FAX 01547-2-4659

E-mail seikathukankyou@town.shiranuka.lg.jp

1 補助金の対象

(1) 補助対象地域

下水道を整備する予定のない地域

〔橋北、橋西、和天別沢地区、西茶路の一部から茶路沢地区、西庶路の一部の地域から庶路沢地区、庶路、宮下、恋問及び釧路白糠工業団地〕

(2) 事業整備計画期間

平成 31 年度～令和 5 年度

(3) 補助対象となる合併処理浄化槽

- 白糠町内に住所を有する専用住宅及び業務施設であること。
 - ・ 専用住宅とは…居住を目的とした住宅または店舗等を併用した住宅で、専ら居住の用に供する部分が延床面積の2分の1以上であるもの
 - ・ 業務施設とは…店舗、事務所、事業場など(工場排水処理は除く)
- 合併処理浄化槽登録要領に基づく全国浄化槽推進市町村協議会の登録浄化槽であること。
- 社団法人全国浄化槽団体連合会の小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録浄化槽であること。
- 浄化槽法の規定により北海道への登録又は届出をしている「浄化槽工事業者」で、かつ、北海道釧路総合振興局の所管区域に事業所を有する「浄化槽工事業者」に施工させるもの

町内の浄化槽工事業者（届出順）

- ◆ 山田水道機工 株式会社 （北海道知事（般—24）釧第 00069 号）

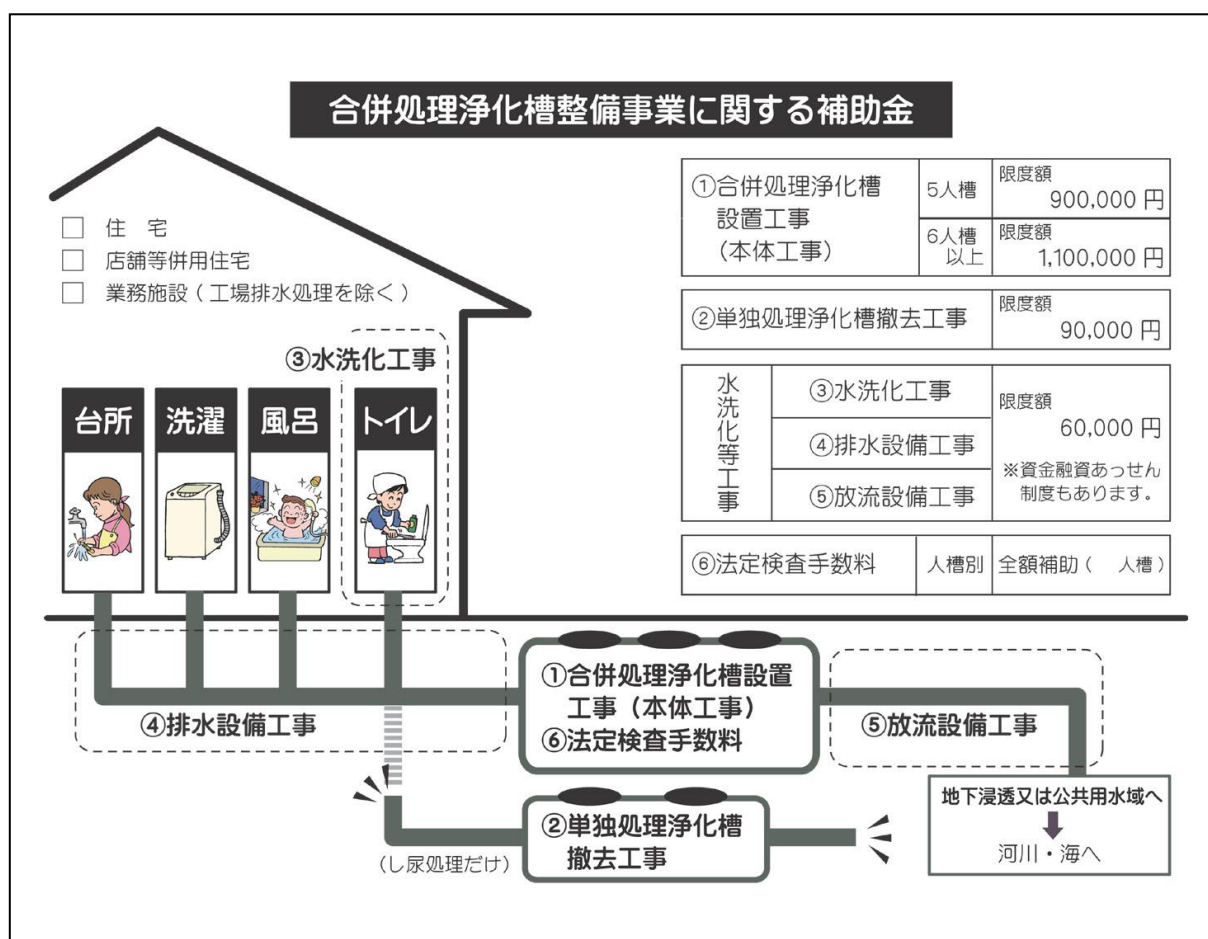
上記の要件を満たす場合でも、次のいずれかに該当する方は、補助対象となりません。

- 浄化槽法の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法の規定に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する方
- 住宅、土地を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方

- 販売又は貸付け目的で合併処理浄化槽付き建物を新築又は改築する方。
(住居目的で住宅等を購入した者は、補助金の交付対象となります)
- 町税等を滞納している者
- 補助金交付決定を受け取る前に当該合併処理浄化槽の設置工事を着工した方
- 国、道及び町その他公共団体が保有する施設並びに当該機関及び団体から補助金、交付金又は補償費の対象とされた建物の新築及び改築工事の一部として合併処理浄化槽を設置しようとする方
- その他町長が各要綱の趣旨に反し、補助を行うことが適当でないと認める方

(4) 補助対象の工事等

- ① 合併処理浄化槽設置工事 (本体工事)
- ② 単独処理浄化槽撤去工事 (単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する工事)
- ③ 水洗化工事 (新築又は改造など水洗便所を設置する工事)
- ④ 排水設備工事 (し尿や雑排水を合併処理浄化槽に接続する工事)
- ⑤ 放流設備工事 (合併処理浄化槽から地下浸透または公共用水域に放流する工事)
- ⑥ 法定検査手数料 (浄化槽法に定められている水質検査手数料)



2 補助金等の種類と金額

■補助金等の種類と金額の一覧表

補助金等名称	区 分	金 額
I 合併処理浄化槽設置整備事業補助金	浄化槽本体設置工事	5人槽 900,000円
		6人槽以上 1,100,000円
	単独処理浄化槽撤去工事	限度額 90,000円
II 水洗化等工事資金補助金	水洗化工事	限度額 60,000円
	排水/放流設備工事	
III 水洗化等工事資金 融資あっせん利子補給金 ※水洗化等工事資金補助金を申請しない方がご利用になれます。	水洗化工事	1器 400,000円以内
		2器 800,000円以内
	排水/放流設備工事	200,000円以内
	水洗化・排水/放流設備工事	1器 600,000円以内
2器 1,000,000円以内		
IV 合併処理浄化槽維持管理費補助金	法定検査手数料	(新設) 設置年1回、翌年より9年間補助
		(既設) 10年間補助

I 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

申請方法 P8

「白糠町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」

(1) 合併処理浄化槽本体を設置しようとする方に、以下の金額を上限とし補助いたします。

○令和2年度申込期限 **令和2年4月1日～令和3年1月末日**

(それ以降は要相談)

○令和2年度補助金交付予定件数 **10件**

※ 予定件数に満たない場合は、再度募集する場合があります。また、予定件数を超える場合は、優先順位を住宅、店舗等併用住宅、業務施設といたします。

■ 合併処理浄化槽設置工事

- 5人槽（延床面積 130 m²以下または使用予定人数） **900,000 円**
□ 6人槽以上（延床面積 131 m²以上または使用予定人数） **1,100,000 円**

(2) 既存の単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽本体を設置しようとする方に以下の金額を上限に加算いたします。加算する額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

■ 単独処理浄化槽撤去費 限度額 **90,000 円**

※工事費は、消費税及び地方消費税を除く費用が対象となります。

II 水洗化等工事資金補助金

申請方法 P8

「白糠町合併処理浄化槽に関する水洗化等工事資金補助金交付要綱」

新築住宅及び既存の住宅の便所を改造して合併処理浄化槽を設置し、水洗化にする工事や排水・放流設備工事を自己資金で行う方に、工事費の10%、以下の金額を上限に補助いたします。算出した額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

○令和2年度申込期限 **令和2年4月1日～令和3年1月末日**
(それ以降は要相談)

○令和2年度補助金交付予定件数 **10件**

■ 水洗化等工事（排水設備・放流設備含む） 限度額 **60,000 円**

※工事費は、消費税及び地方消費税を除く費用が対象となります。

※予定件数に満たない場合は、再度募集する場合があります。また、予定件数を超える場合は、優先順位を住宅、店舗等併用住宅、業務施設といたします。

水洗化等工事資金補助金を申請しないで、町が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）から資金を借受けして、水洗化工事や排水・放流設備工事をしようとする場合、町が取扱金融機関に融資をあっせんし、資金に見合う利子相当額を負担いたします。

○令和2年度申込期限 **令和2年4月1日～令和3年1月末日**

（それ以降は要相談）

○令和2年度補助金交付予定件数 **10件**

※予定件数に満たない場合は、再度募集する場合があります。また、予定件数を超える場合は、優先順位を住宅、店舗等併用住宅、業務施設といたします。

（1）融資を受けられる方

- ・物件の所有者又は改造について所有者の同意を得た方であること。
- ・町税、使用料、負担金等を完納していること。
- ・融資を受けた資金の償還について、十分な支払い能力を有すること。
- ・確実な連帯保証人があること。（1名）
- ・その他、町長が特に認める方

（2）連帯保証人の要件

- ・町内に住所を有し居住している方
- ・町税、使用料及び負担金等を滞納していない方
- ・未成年者、成年被後見人、被保佐人及び破産者でない方
- ・独立の生計を営む者で、融資の償還能力があると認められる方

（3）資金融資の条件

- ・融資する資金は無利子とします。
- ・融資する資金の限度額、償還額、償還方法及び償還期間は、次のとおりです。償還期限までに償還しない場合は、取扱金融機関が定める違約金または延滞金を支払わなければなりません。

項目	限度額	償還額及び償還方法	償還期間
① 水洗化工事に係る融資		(資金交付の月の翌月から起算)	
ア 便所 1 か所の場合	400,000 円	毎月 1 万円の元金均等の償還	40 月以内
イ 便所 2 か所の場合	800,000 円	毎月 2 万円の元金均等の償還	40 月以内
② 排水/放流設備工事に係る融資		(資金交付の月の翌月から起算)	
	200,000 円	毎月 1 万円の元金均等の償還	20 月以内
③ 水洗化と排水/放流設備工事に係る融資		(資金交付の月の翌月から起算)	
ウ 便所 1 か所の場合	600,000 円	毎月 1 万円の元金均等の償還	60 月以内
エ 便所 2 か所の場合	1,000,000 円	毎月 2 万円の元金均等の償還	

※便所 1 か所目と 2 か所目の資金交付月が違う場合は、それぞれの資金交付月の翌月から償還期間とします。

IV 合併処理浄化槽維持管理費補助金

申請方法 P14

「白糠町合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱」

補助対象区域内で合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う方に対し、浄化槽法第 7 条及び 11 条に規定する水質検査（以下「法定検査」という。）手数料を補助します。

○令和 2 年度補助金交付申込期限及び法定検査完了期限

令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 2 月末日

(1) 補助金交付対象

- 白糠町内に住所を有する専用住宅及び業務施設であること。
- 上記の合併処理浄化槽についての浄化槽管理者であること。
- 水質に関する法定検査を受けていること。

上記の要件を満たす場合でも、次のいずれかに該当する方は、補助対象となりません。

- 浄化槽法第 5 条第 1 項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置した方
- 町税等を滞納している方
- 国、道、町その他公共団体が保有する施設

- その他町長が、維持管理費交付要綱の趣旨に反し、補助を行うことが適切でない
いと認める方

(2) 補助金交付回数及び期間等

区 分		交付回数及び期間
新設	法第7条検査 (浄化槽使用開始から3～5か月以内に指定検査機関に受けなければならない検査)	設置後1回、1年
	法第11条検査 (毎年1回、浄化槽の保守点検及び清掃が適正か機能が十分発揮しているかを検査)	毎年1回、9年間
既設	法第11条検査	毎年1回、10年間

(3) 人槽別法定検査手数料

浄化槽処理対象人員	法第7条検査	法第11条検査
5人～20人	13,000	8,000
21人～50人	17,000	12,000
51人～100人	20,000	13,000
101人～300人	30,000	20,000
301人～500人	40,000	30,000
501人～	50,000	42,000

(3) 検査機関

公益社団法人 **北海道浄化槽協会 釧路検査事務所**
 釧路市文苑4丁目1番2号 ☎ 0154-38-2373



3 申請から支払いまで

●合併処理浄化槽設置整備事業補助金 (単独処理浄化槽撤去費補助金)

●水洗化等工事資金補助金

(1) 補助金交付申請

補助金の交付を希望される方は、申込期限内にそれぞれの「補助金交付申請書」の提出が必要です。

○設置者本人が直接提出される場合は

申請書及び添付書類をまとめ、役場町民サービス課生活環境係窓口へ直接持参してください。郵送の場合は、令和3年1月末日の消印まで有効です。

○工業者に依頼する場合は（手続きの代行 P16）

対象となる合併処理浄化槽は、北海道知事の認定登録された「浄化槽工事業者」が施工することが要件になっていますので、申請書作成の際には、「浄化槽工事業者」に相談してください。

(2) 補助金交付決定・変更・取消し等

補助金交付申請書の内容を審査し、交付決定した方には「補助金交付決定通知書」を送付いたします。また交付できない方には理由を記した通知書を送付いたします。

交付決定を受けた方で、工事を中止または変更になった方は、速やかに変更届けを提出してください。また、各補助金交付要綱に反した場合は、交付を取消し、減額及び返還していただくことになります。

(3) 実績報告、着手・完成届

工事を開始及び完了した場合、定められた期限までに次の書類の提出が必要です。

- | | | |
|-----------------|-------------|--------------|
| ・ 合併処理浄化槽設置整備事業 | 「実績報告書」 | 工事完了後 30 日以内 |
| ・ 水洗化等工事資金 | 「水洗化等工事着手届」 | 工事開始前 |
| | 「水洗化等工事完成届」 | 完成後 7 日以内 |

(4) 補助金の支払いまでの流れ

項 目	合併処理浄化槽設置整備事業	水洗化等工事資金
① 申請	「補助金交付申請書」の提出	「水洗化等工事補助金交付申請書」の提出
② 補助金決定	申請書審査後、「補助金交付決定通知書」を送付します。	申請書審査後、「水洗化等工事資金補助金交付決定通知書」を送付します。
③ 工事の変更	「変更等承認申請書」の提出	
④ 工事開始前		「水洗化等工事着手届」の提出
⑤ 工事完了後	「実績報告書」の提出 工事完了後 30 日以内	「水洗化等工事完成届」の提出 完成後 7 日以内
⑥ 補助金額確定	実績報告書の書類審査、現地確認後「補助金額確定通知書」を送付します。	完成届により現地確認後「水洗化等工事資金補助金額確定通知書」を送付します。
⑦ 補助金の支払い	補助対象者の「補助金交付請求書」に基づき、指定された金融機関の口座（本人名義）に振り込みます。	
⑧ 領収書の写しの提出	補助金交付後に浄化槽工事業者へ支払いした領収書の写しを提出してください。	
	領収書の金額は、「設置工事費内訳（実績）書」の合計額と同額になっていることを確認してください。	領収書の金額は、完成届の工事費精算額と同額になっていることを確認してください。



請 求	
4 補助金交付請求書	第 10 号

●提出書類

水洗化等工事資金補助金	
申 請	別記様式
<p>1 水洗化等工事資金補助金申請書</p> <p>【添付書類】</p> <p>(1)位置図 (申請地の位置及び隣接地との境界を表示したもの)</p> <p>(2)平面図 次の事項を表示すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 排水設備等の新設を行おうとする土地の境界及び面積</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 道路、建物(水道、井戸、台所、浴室、便所等を明示すること。)、地下浸透及び公共用水域に流入する放流施設及び既設の排水設備等の位置</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 排水設備の管渠の位置、大きさ、種類、勾配及び延長</p> <p style="padding-left: 20px;">エ その他排水設備の状況を明らかにするための必要な事項</p> <p>(3)縦断面図 管の種類、大きさ、勾配並びに接続すべき地下浸透及び公共用水域等に流入する放流施設の底面を基準にした地表及び管の高さ、土被り等を表示すること。</p> <p>(4)構造詳細図 管及びその附属装置の構造、能力並びに大きさを表示すること。</p> <p>(5)積算内訳書</p> <p>(6)承諾書 他人の排水設備を利用し汚水を排除する場合又はその他利害関係人がある場合に限る。</p> <p>(7)前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p> <p>※2以上の者が共同で排水設備等を設置しようとするときは、代表者を定めて、連署のうえ同意書を町長に提出しなければならない。</p>	第 1 号
着 手 届	
2 水洗化等工事着手届	第 4 号
完 成 届	
3 水洗化等工事完成届	第 5 号
請 求	
4 補助金交付請求書	第 7 号

●水洗化等工事資金融資あっせん

(1) 資金融資の申請

資金融資を希望される方は、申込期限内に「水洗化等工事資金融資申請書」の提出が必要です。

○設置者本人が直接提出される場合は

申請書及び添付書類をまとめ、役場町民サービス課生活環境係窓口へ直接持参してください。郵送の場合は、令和3年1月末日の消印まで有効です。

○工事業者に依頼する場合は（手続きの代行 P16）

対象となる合併処理浄化槽は、北海道知事の認定登録された「浄化槽工事業者」が施工することが要件になっていますので、申請書作成の際には、「浄化槽工事業者」に相談してください。

(2) 融資の決定・変更・取消し等

資金融資申請書の内容を審査し、決定した方には「資金融資決定通知書」を送付いたします。また交付できない方には理由を記した通知書を送付いたします。

資金条件を変更する場合は、速やかに「資金条件変更申請書」を提出してください。

融資あっせんの決定を受けた方で、融資あっせん要綱に反した場合は、決定を取消し、減額及び返還していただくことになります。

(3) 工事着手・完成届

工事を開始及び完了した場合、定められて期限までに次の書類の提出が必要です。

- ・水洗化等工事資金融資
「水洗化等工事着手届」 工事開始前
「水洗化等工事完成届」 完成後7日以内

(4) 利子補給金の支払いまでの流れ

項目	水洗化等工事資金融資あっせん
① 申請	「水洗化等工事資金融資申請書」の提出
② 資金融資の決定	申請書審査後「水洗化等工事資金融資決定通知書」を送付します。
③ 事業開始前	「水洗化等工事着手届」の提出

④ 事業完了後	「水洗化等工事完成届」の提出	完成後7日以内
⑤ 資金融資の確定	完成届により現地確認後「水洗化等工事資金融資確定通知書」を送付します。	
⑥ 資金融資のあつせん	町から取扱金融機関に関係書類と「水洗化等工事資金融資依頼通知書」を送付します。審査後、町に取扱金融機関から審査結果報告が通知されます。	
⑦ 借受手続き	借受者と取扱金融機関が融資に関する契約をしてください。	
⑧ 施工業者への支払い	融資された金額を借受者が施工業者の口座へ振込みます。	
⑨ 償還開始及び条件変更	借受手続きをした翌月から償還が始まります。償還条件を変更した場合は「水洗化等工事資金条件変更申請書」を提出してください。	
⑩ 利子補給	取扱金融機関から毎月利子相当額が町に請求され、町が取扱金融機関に支払います。	

●提出書類

水洗化等工事資金融資あつせん	
申 請	別記様式
<p>1 水洗化等工事資金融資申請書</p> <p>【添付書類】</p> <p>(1)位置図 (申請地の位置及び隣接地との境界を表示したもの)</p> <p>(2)平面図 次の事項を表示すること。</p> <p>ア 排水設備等の新設を行おうとする土地の境界及び面積</p> <p>イ 道路、建物(水道、井戸、台所、浴室、便所等を明示すること。)、地下浸透及び公共用水域に流入する放流施設及び既設の排水設備等の位置</p> <p>ウ 排水設備の管渠の位置、大きさ、種類、勾配及び延長</p> <p>エ その他排水設備の状況を明らかにするための必要な事項</p> <p>(3)縦断面図 管の種類、大きさ、勾配並びに接続すべき地下浸透及び公共用水域等に流入する放流施設の底面を基準にした地表及び管の高さ、土被り等を表示すること。</p> <p>(4)構造詳細図 管及びその附属装置の構造、能力並びに大きさを表示すること。</p> <p>(5)積算内訳書</p>	第1号

(6)承諾書 他人の排水設備を利用し汚水を排除する場合又はその他利害関係人がある場合に限る。 (7)前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 ※2以上の者が共同で排水設備等を設置しようとするときは、代表者を定めて、連署のうえ同意書を町長に提出しなければならない。	
着 手 届	
2 水洗化等工事着手届	第4号
完 成 届	
3 水洗化等工事完成届	第5号
償還条件変更	
4 水洗化等工事資金条件変更申請書	第8号

●合併処理浄化槽維持管理費補助金

(1) 補助金交付申請

法定検査手数料の補助金を希望される方は、「補助金交付申請書」の提出が必要です。公益社団法人北海道浄化槽協会釧路検査事務所（以下「釧路検査事務所」という。）の水質検査を受ける前に、申請してください。

(2) 補助金交付決定・取消し・返還等

補助金交付申請書の内容を審査し、釧路検査事務所からの水質検査結果報告書を確認します。適正と判断される方には、「補助金交付決定通知書」を送付いたします。

補助金交付決定を受けた方で、維持管理費補助金要綱に反した場合は、決定を取消し及び返還していただくことになります。

(3) 委任状の提出

補助金交付決定を受けた方は、補助金の請求及び受領に関する権限を釧路検査事務所に委任していただくため、「委任状」の提出が必要です。

なお、次年度より委任状の提出は省略することができます。

(4) 補助金支払いまでの流れ

項 目	合併処理浄化槽維持管理費補助金
① 申請	「補助金交付申請書」の提出 ② の法定検査実施後でも構いません。
② 法定検査の実施	鉤路検査事務所に法定検査を依頼します。検査実施前に①の補助金交付申請をしても構いません。
③ 補助金交付決定及び不交付決定	鉤路検査事務所から水質検査結果報告書を確認し、補助金交付決定した方には「補助金交付決定通知書」を送付します。交付しないと決定した場合は、「補助金不交付決定通知書」を送付します。
④ 委任状の提出	補助金交付決定した方は「委任状」を町に提出します。
⑤ 検査手数料の支払い	鉤路検査事務所から検査手数料の請求により、町が補助金を支払います。

●提出書類

合併処理浄化槽維持管理費補助金	
申 請	別記様式
1 補助金交付申請書 【添付書類】 (1) 町税等納入状況調査同意書 (2) その他町長が必要と認める書類	第1号
委 任	
2 委任状	任 意



4 手続きの代行

合併処理浄化槽設置整備事業の申請者（補助金対象者）は、補助金交付申請書、変更承認申請書、実績報告書の提出について、浄化槽工事業者（手続代行者）に依頼することができます。各提出書類に手続代行者名を記入のうえ提出してください。

水洗化等工事資金の補助金交付及び融資あっせんの手続きも代行ができますので、それぞれの申請書に、記入してください。

なお、資金融資を受けられる場合は、別途取扱金融機関との契約手続きが必要になります。

5 申請書類の入手方法

○白糠町役場 1階 町民サービス課生活環境係にて配布しています。

○白糠町ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.town.shiranuka.lg.jp/>